相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市那古四〇一番地、最後の住所東京都新宿区住吉町一二番一七号
被相続人　亡　仲山　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日
事務所東京都港区六本木一丁目七番二七号
全特六本木ビル五階東京六本木法律特許事務所
相続財産管理人　弁護士　早稲田祐美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区松本二丁目二七番、最後の住所東京都江戸川区松本二丁目二七番七号
被相続人　亡　宮内　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日
東京都中央区銀座七丁目一六番一四号銀座イーストビル七階銀座新明和法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　眞弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都清瀬市元町一丁目六一二番地、最後の住所東京都清瀬市梅園三丁目一四番七二号聖ヨゼフホーム　被相続人　亡　白澤　諒子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日
東京都世田谷区代田六丁目一〇一六番地、最後の住所東京都世田谷区代田六丁目二四番一一号
被相続人　亡　山岸　浩美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日
東京都日野市高幡一番地一四大石ビル三階りんどう法律事務所
相続財産管理人　弁護士　掛川　亜季

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区代田六丁目一〇一六番地、最後の住所東京都世田谷区代田六丁目二四番一一号
被相続人　亡　山岸　浩美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日
東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区代々木一丁目三一番地の三、最後の住所東京都中野区中野五丁目四七番一号
被相続人　亡　井上　秀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日
東京都港区新橋二丁目二〇番一五号新橋駅前ビル一号館五階藤光・鈴木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　一夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県村上市飯野一丁目四〇二番地、最後の住所新潟県村上市飯野一丁目三番八号
被相続人　亡　佐藤　靖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日
新潟市中央区東中通一番町八六番地五一新潟東中通ビル四階　いなほ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　磯部　亘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県五泉市横町一丁目四七一一番地、最後の住所新潟県五泉市寺沢一丁目五番五三号
被相続人　亡　加藤　紀一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日
新潟県新潟市中央区花町二〇六九番地　新潟花町ビル六階　ユナイテッド法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小林　斉史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市八尾町小長谷五九一一番地六五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　村井　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日
事務所富山県富山市宝町二丁目五番四号二Ｆ
相続財産管理人　長木　秀嘉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県半田市新栄町二三番地、最後の住所愛知県半田市瑞穂町七丁目九番地の三
被相続人　亡　佐尾　ミヤ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日
愛知県一宮市大浜二丁目二番三二号
相続財産管理人　司法書士　林　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中川区下之一色町字東ノ切四九番地、最後の住所名古屋市中川区法華西町六丁目一八番地の五　被相続人　亡　荒川　典之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目七番五号丸の内ＦＳビル三階木下・岡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　伊藤　英敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県田原市西山町中里一〇七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　加藤　宣映

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日
愛知県豊橋市白河町六一ターミナルプラザ八〇一号　相続財産管理人　岡本　徳広